

基本契約書（書式）

山形県知事 吉村 美栄子（以下「発注者」という。）と （以下「受注者」という。）とは、下記の条項により電子複写機（以下「複写機」という。）による複写サービスに関する基本契約を締結する。

（契約の目的）

第1条 この契約は、受注者が複写機を発注者の使用に供し複写機の適切な操作方法を指導するとともに、複写機が常時正常な状態で稼動し得るように保守を行い、複写サービスに必要な消耗品等（用紙及びステイプルを除く複写機稼動に必要な消耗品とし、以下「消耗品等」という。）を円滑に供給すること並びに発注者がこれに対して複写サービス料金を受注者に支払うための基本事項を定めることを目的とする。

（契約の対象機関）

第2条 この契約の対象機関は、次のいずれかに掲げる機関（以下「各課等」という。）とする。

- (1) 知事局棟に存する知事部局、教育局、人事委員会事務局及び監査委員事務局の各課（室）（当該各課の駐在を含む。）
- (2) 労働委員会事務局審査調整課（村山総合支庁）
- (3) 議会事務局の各課（室）
- (4) 警察本部の各課（室）（当該各課の駐在を含む。）

（個別契約）

第3条 各課等において、本契約に基づき複写サービスの供給を受けるときは、個別契約書により契約を締結するものとする。

（サービス代理人）

第4条 受注者は、前条による個別契約に基づき複写サービスを供給するにあたり、別表1により代理人を指定し、当該代理人に保守及び消耗品等供給を行わせることができる。

（契約期間）

第5条 本契約の契約期間は、令和8年4月1日から令和13年3月31日までとする。

（複写サービス料金）

第6条 複写サービス料金は、別表2に定めた料金等により、各課等において個別契約で約定した全ての複写機の1か月ごとの基本複写サービス料金、超過複写サービス料金及び付加装置料金を合計して得た金額（1円未満切捨て）とする。

なお、別表2の料金等の額には、消費税及び地方消費税を含まない。

2 基本複写サービス料金は、複写サービス枚数が基本複写サービス料金に含まれる枚数（以下「基本複写枚数」という。）以下の場合にあっても、当該料金の全額を基本複写サービス料金とする。

3 超過複写サービス料金は、複写サービス枚数が基本複写枚数（ただし、個別契約書において複数の複写機を約定した場合は、当該約定した複写機の基本複写枚数を合計した枚数とする。）を超過した場合に、別表2の超過複写サービス料金単価により、基本複写枚数を超過した枚数分を算定するものとする。

4 複写サービス枚数の計算は、個別契約した複写機ごとに1か月の使用枚数から複写機を原因とする不良の複写及び保守等で使用した複写の枚数分として1%控除した枚数を算出し、個別契約ごとの複写機の合計した枚数とする。ただし、警察本部の各課（室）においては、ネットワーク回線上複写機のカウンター機能による使用枚数の自動算出ができない可能性があるため、複写サービス枚数の算出については別途協議の上決定する。なお、この場合の控除率は1%とする。

なお、控除した後の枚数に1枚未満の端数があるときは、その端数を切捨てるものとする。

5 この契約における1か月とは、月の初日から末日までをいう。

(複写サービス料金の請求)

第7条 受注者は、毎月末日において発注者の職員の確認を受けて、複写サービス枚数を算出し、発注者に対し前条に定める複写サービス料金に法令の規定による消費税及び地方消費税額を加算した金額（1円未満切捨て）を請求するものとする。

(機械設置等の経費)

第8条 新規契約による複写機の設置（複写機の付加機能の使用のために必要な接続及び設定等を含む。）、契約期間内の機種変更による複写機の入替設置（複写機の付加機能の使用のために必要な接続及び設定等を含む。）及び契約終了又は契約解除による複写機の取外しに係る経費は別表2の基本複写サービス料金に含まれるものとし、受注者は当該経費を発注者に請求することができない。

ただし、複写機を他の機器と接続して使用する場合の当該接続に必要な部品に係る経費及び契約期間内での複写機を接続する他の機器の更新にともなう再接続及び設定に係る経費についてはこの限りでない。

(複写サービス料金等の支払)

第9条 発注者は、受注者から第7条及び第8条による請求書を受理したときは、その日から起算して30日以内に料金を支払わなければならない。

2 発注者は、自己の責めに帰する事由により前項の請求に係る料金の支払を遅延した場合、受注者に対し前項の期間満了の翌日から支払の日まで年2.5パーセントの割合を乗じて計算した金額に相当する遅延利息を加算して支払うものとする。

ただし、遅延利息の額が100円未満であるときは、これを支払わないものとし、その額に100円未満の端数があるときは、その端数を切捨てるものとする。

(複写機の保守)

第10条 受注者は、複写機を発注者が常時正常な状態で使用できるよう使用状況に応じて点検、調整（リモート含む）を行わなければならない。

2 複写機が故障した場合は、発注者の請求により、受注者は直ちに設置場所に技術員を派遣して修理を行い、速やかに正常な状態に回復させなければならない。この場合の修理に係る経費については、受注者は発注者に請求することができない。

3 プリンタ出力障害に関し障害原因が明確でなく、複合機、ネットワーク、パソコン等の切り分けが必要な際は、受注者は発注者のネットワーク管理者が行う障害切り分けに協力するものとし、そのための対応窓口を予め設けるものとする。

4 受注者の作業実施は、発注者の業務時間内に行うものとする。

(消耗品等の供給)

第11条 トナーカートリッジを除く消耗品等は、受注者の技術員の点検又は発注者からの通知に基づき、複写品質維持のために受注者が必要と認めたとき、受注者はこれを直ちに取り替えるものとする。

2 トナーカートリッジは、受注者の技術員の巡回又は発注者からの通知により予備消耗品の不足を知ったとき、受注者はこれを供給するものとする。

なお、使用済みトナーカートリッジ等の消耗品はすべて回収すること。

(複写機及び消耗品等の所有権)

第12条 複写機及び消耗品等の所有権は受注者に属し、発注者はこれを善良な管理者の注意義務をもって使用、管理しなければならない。

なお、消耗品等については、受注者所定の保管要領に従うものとする。

2 発注者は、複写機及び消耗品等が受注者の所有であることを示す表示等を棄損するなど、複

写機の原状を変更するような行為並びに消耗品等を他に流用してはならない。

(損害賠償)

第 13 条 受注者は、発注者が故意又は重大な過失により複写機に損害を与えた場合、その賠償を発注者に請求することができる。

2 前項の場合において、動産損害保険で補填された損害に対しては、前項の規定にかかわらず受注者は発注者に請求しないものとする。

(秘密の保持)

第 14 条 受注者は、この契約を履行するにあたって直接若しくは間接に知り得た発注者の業務上の秘密を外部に漏らし、又は他の目的に利用してはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても、同様とする。

(個人情報の保護)

第 15 条 受注者は、この契約による事務を行うため個人情報を取り扱う場合は、別記「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。

(権利及び義務の譲渡禁止)

第 16 条 受注者は、この契約によって生ずる権利及び義務を第三者に譲渡し、又は継承させてはならない。ただし、あらかじめ書面により発注者の承認を得たときは、この限りでない。

(契約機種の追加等)

第 17 条 受注者は、契約期間内に新機種の開発等に伴い機種の追加又は変更を希望するときは、次の各号に掲げる条件の全てを満たす場合に限り随時申込みを行うことができる。

- (1) 約定する台数は、カラー複写非対応の複写機及びカラー複写対応の機種ごとの複写速度区分ごとに 10 機種までとする。ただし、同一機種を付加機能等の違いにより異なる機種とすることはできない。
- (2) 基本複写サービス料金は、当初の基本契約締結時に設定した予定価格の範囲内であること
- (3) 超過複写サービス料金単価及び付加機能料金単価は、原契約のとおりであること
- (4) 機種の変更については、変更前の機種と個別契約している各課（室）がなく、かつ、変更前の機種の複写サービス料金を超えないこと

(契約の変更)

第 18 条 この契約の締結後、受注者から前条の申し込みがあったとき、又は、その他契約期間内に契約締結のときに予期することができない理由等の発生等により契約単価が著しく不適当となり改定を要するときは、発注者、受注者協議のうえ契約を変更することができる。

2 前項による基本契約単価の変更が行われた場合、第 3 条で規定する個別契約についても契約を変更するものとする。

3 前各項にかかわらず、事務事業遂行上、約定した機種、設置場所等を変更する必要がある場合は、発注者、受注者協議の上、個別契約を変更できるものとする。

(契約の解除)

第 19 条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当する場合においては、この基本契約を解除することができる。この場合、当該解除に係る個別契約は、基本契約解除をもって解除されるものとする。

- (1) この契約に違反し、又は違反するおそれがあると認めたとき。
- (2) この契約の履行について、不正の行為があったとき。
- (3) 正当な理由がなく、この契約の履行を怠ったとき。
- (4) 故意又は過失により発注者に重大な損害を与えたとき。
- (5) 受注者が次のいずれかに該当するとき。

イ 役員等（受注者が個人である場合にはその者を、受注者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは契約を締結する事務所の代表者をいう。以下この号において同じ。）

が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員（以下この号において「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から 5 年を経過しない者（以下この号において「暴力団員等」という。）であると認められるとき。

ロ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下この号において同じ。）又は暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められるとき。

ハ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等を利用する等したと認められるとき。

ニ 役員等が、暴力団又は暴力団員等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与する等直接的あるいは積極的に暴力団の維持及び運営に協力し、又は関与していると認められるとき。

ホ 役員等が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

ヘ 下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約に当たり、その相手方がイからホまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

ト 受注者が、イからホまでのいずれかに該当する者を下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約の相手方としていた場合（ヘに該当する場合を除く。）に、発注者が受注者に対して当該契約の解除を求め、受注者がこれに従わなかったとき。

2 第 1 項第 4 号の規定によりこの契約を解除する場合には、受注者は、発注者に与えた損害を賠償しなければならない。この場合の賠償額は、発注者、受注者協議して定める。

3 前各項のほか、契約期間内において、組織機構の統廃合等の発注者の都合により個別契約を解除する必要が生じた場合は、発注者の申し出により当該個別契約は違約金を支払うことなく解除することができるものとする。

4 前各項により契約が解除された場合、受注者はこれによって受ける損害については、発注者に請求することができない。

5 発注者は、この契約を解除しようとするときは、その理由を記載した書面により受注者に通知するものとする。

（談合等に係る契約解除及び賠償）

第 20 条 発注者は、この契約に関して次の各号のいずれかに該当するときは、契約を解除することができる。

(1) 受注者が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号。以下「独占禁止法」という。）第 7 条第 1 項若しくは第 2 項（第 8 条の 2 第 2 項及び第 20 条第 2 項において準用する場合を含む。）、第 8 条の 2 第 1 項若しくは第 3 項、第 17 条の 2 又は第 20 条第 1 項の規定による命令を受け、当該命令に係る抗告訴訟（行政事件訴訟法（昭和 37 年法律第 139 号）第 3 条第 1 項に規定する抗告訴訟をいう。以下この条において同じ。）を提起しなかったとき。

(2) 受注者が独占禁止法第 7 条の 2 第 1 項（同条第 2 項及び第 8 条の 3 において読み替えて準用する場合を含む。）若しくは第 4 項又は第 20 条の 2 から第 20 条の 6 までの規定による命令を受け、当該命令に係る抗告訴訟を提起しなかったとき。

(3) 受注者が前 2 号に規定する抗告訴訟を提起し、当該抗告訴訟について棄却又は却下の判決が確定したとき。

(4) 受注者（法人の場合にあつては、その役員又はその使用人）が刑法（明治 40 年法律第 45 号）第 96 条の 6 若しくは第 198 条又は公職にある者等のあつせん行為による利得等の処罰に関する法律（平成 12 年法律第 130 号）第 4 条の規定による刑に処せられたとき。

2 受注者は、この契約に関して前項各号のいずれかに該当するときは、発注者が契約を解除する

か否かを問わず、賠償金として、契約金額（単価契約の場合にあつては、製造予定数量又は製造実績数量のいずれか多い方に契約単価を乗じて得た金額）の 100 分の 10 に相当する額を発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

3 この契約の履行の完了後に、受注者が第 1 項各号のいずれかに該当することが明らかになつた場合についても、前項と同様とする。

4 第 2 項の規定は、同項の規定に該当する原因となつた違反行為により発注者に生じた実際の損害額が同項に規定する賠償金の額を超える場合においては、発注者がその超える部分に相当する額につき賠償を請求することを妨げるものではない。

(複写機及び消耗品等の返還等)

第 21 条 第 5 条又は第 19 条の規定によりこの契約が終了した場合、発注者は複写機及び消耗品等を速やかに受注者に返還しなければならない。ただし、これに要する経費は受注者の負担とする。

2 受注者は、前項により複写機の返還を受けたときは、当該機器のハードディスク内にある画像等のデータ、ジョブ履歴、設定データ及びその他発注者の使用により機器内に蓄積されている全データを受注者の責任においてデータの復元ができない状態に完全に削除・消去し、消去が完全に行われたことを確認できる証明書を提出すること。証明書を提出できない場合は各課等の職員の確認を受けること。ただし、発注者、受注者協議の上、発注者がハードディスク内のデータを消去することもできるものとする。

3 受注者は、契約期間の満了にともない機器の引取りを行う場合において、発注者の業務遂行に支障を来たさないよう、翌年度から複写サービスを供給する取扱業者の複写機設置に協力するものとする。

(その他)

第 22 条 この契約に定めのない事項は、必要に応じて発注者、受注者協議の上、これを定めるものとする。

上記契約の証として本書 2 通を作成して、発注者、受注者記名押印の上、各 1 通を保管する。

令和 年 月 日

(発注者) 山形市松波二丁目 8 番 1 号
山形県知事 吉村 美栄子

(受注者)

別記

個人情報取扱特記事項

(基本的事項)

第1 受注者は、個人情報（生存する個人に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができるものとなるものを含む。）又は個人識別符号が含まれるもの。以下同じ。）の保護の重要性を認識し、この契約による事務を行うに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の取扱いを適正に行わなければならない。

(秘密の保持)

第2 受注者は、この契約による事務に関して知り得た個人情報を他に漏らしてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(保有の制限)

第3 受注者は、個人情報を保有するときは、この契約による事務の遂行のため必要な場合に限り、かつ、その利用目的を特定しなければならない。

2 受注者は、前項の規定により特定された利用目的の達成に必要な範囲を超えて、個人情報を保有してはならない。

3 受注者は、発注者の承諾があるときを除き、利用目的を変更してはならない。

(漏えい、滅失及び毀損の防止)

第4 受注者は、この契約による事務に関して知り得た個人情報について、漏えい、滅失及び毀損の防止その他の個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。

(目的外利用・提供の禁止)

第5 受注者は、この契約による事務に関して知り得た個人情報を当該事務の目的以外の目的に利用し、又は第三者に提供してはならない。

(複写又は複製の禁止)

第6 受注者は、発注者の承諾があるときを除き、この契約による事務を行うために発注者から提供された個人情報が記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。

(事務従事者への周知)

第7 受注者は、この契約による事務に従事している者に対し、在職中及び退職後においても当該事務に関して知り得た個人情報を正当な理由なく他人に知らせ、又は当該事務の目的以外の目的に使用してはならないこと、個人情報の保護に関する法律により罰則が適用される場合があることなど、個人情報の保護に必要な事項を周知させるものとする。

2 この契約による事務を派遣労働者によって行わせる場合には、労働者派遣契約書に秘密保持義務等個人情報の取扱いに関する事項を明記する。

(再委託の禁止)

第8 受注者は、発注者の承諾があるときを除き、この契約による事務を第三者に委託してはならない。

2 受注者において、この契約における事務を第三者に委託する場合は、この契約により受注者が負う個人情報の取扱いに関する義務を再委託先にも遵守させなければならない。

(資料等の返還等)

第9 受注者は、この契約による事務を行うために、発注者から提供を受け、又は受注者自らが収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等は、この契約の終了後直ちに発注者に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、発注者が別に指示したときは当該方法によるものとする。

(安全管理の確認)

第10 発注者は、委託する業務に係る個人情報の秘匿性等その内容やその量等に応じて、受注者における管理体制及び実施体制や個人情報の管理について、少なくとも年1回以上、原則として実地検査により確認するものとする。

(事故発生時における報告)

第11 受注者は、この契約に違反する事態が生じ、又は生じるおそれのあることを知ったときは、速やかに発注者に報告し、発注者の指示に従うものとする。

(違反した場合の措置)

第12 発注者は、受注者が記載事項に違反した場合は、契約を解除することができるとともに必要な措置を求めることができる。